



## 上島町は 学ぶ若者を 応援します



### 上島町ゆめしま奨学金制度

高等学校・高等専門学校・大学（短期大学含む）等進学のために借りた「かみりん奨学ローン（愛媛銀行）」を、卒業後返済した場合に、「地域振興基金」から返済相当額を補助する制度です。（かみりん奨学ローンの借入れに当たっては、愛媛銀行による審査があります。）

#### ●対象者

- ① 上島町に居住している方の子弟または被扶養者であること
- ② 町税等を滞納していないこと
- ③ 「かみりん奨学ローン」の貸与を受け、当該ローンを返済していること

#### ●補てん内容

##### ○元金

卒業後10年以内に上島町に住民登録し、その後転出することなく居住している場合は、上島町に戻ってきた翌年度から、10年間かけ元金を全額補助します。

##### ○利息

進学支援のため、上島町に戻ってきたかどうかに関わらず、その年度に支払った利息分を翌年度に補助します。

#### ●問い合わせ

##### ○ゆめしま奨学金制度

上島町 企画情報課 ☎77-2500

##### ○かみりん奨学ローン

愛媛銀行弓削支店 ☎77-2525



### 上島町奨学金貸付制度

高等学校・高等専門学校・大学（短期大学含む）に経済的な理由で進学が難しい人に、学資の一部を無利子で貸し付ける制度です。（貸し付けには、所得・学業成績による審査があります。）

#### ●奨学金を借りるための資格

- ① 上島町に居住している方の子弟または被扶養者であること
- ② 学業成績が良好で進学意欲が旺盛であること
- ③ 心身ともに堅実であること
- ④ 経済的理由で進学が困難であること

#### ●貸付の額

- 高等学校・高等専門学校生 月額3万円
- 大学生 月額5万円

#### ●申請期間 毎年3月1日～4月10日

#### ●申請書類等

- ① 奨学金貸付申請書（保証人2名）
- ② 学校長の意見書
- ③ 学業成績証明書（最終2年間）
- ④ 医師の健康診断書
- ⑤ 在学証明書（入学後）
- ⑥ 住民票の写し（家族全員）
- ⑦ 令和元年度（平成30年分）の所得証明書

#### ●償還方法

貸付期間満了後、6ヶ月据置き、10年以内に年賦または月賦により償還

#### ●問い合わせ

教育委員会 ☎77-2207  
岩城教育委員会 ☎75-2500  
魚島教育委員会 ☎78-0011

## 不法投棄をさせない環境づくり

### 許さない、ごみの不法投棄

私たちが暮らす上島町は、豊かな自然や美しい景観に恵まれています。私たちは将来にわたりこの美しい環境を守り育て、そして次の世代に伝えていく責任があります。しかし、海や山をはじめ、公園や道路沿いなど、一部の心ない人々が投げ捨てた空き缶やタバコの吸い殻等が散乱している場所もあります。

美観を損なうばかりでなく、快適な生活環境や地域の生態系にも少なからず影響を与えています。一人ひとりがモラルと責任をもって美しい街をつくりましょう。

### 自分の土地はきちんと管理

不法に投棄されたごみは、原則として土地の所有者・管理者がごみを撤去することになりますので、きちんと土地の管理をするように心がけましょう。

不法投棄防止のためには、ごみを捨てられない環境づくりも大切です。皆さんのご協力をお願いします。

- ① 自分が所有する空き地の雑草などを刈り取り、清潔に保ちましょう。
- ② 空き地などを第三者に貸す場合は、不法投棄につながらないように十分に注意しましょう。
- ③ 自分が所有する空き地には、柵を設けたり看板を立てたりして、他人が入れないようにしましょう。不法投棄の現場を目撃したら車のナンバーや特徴を警察に連絡するなど「不法投棄を許さない」意識を持ちましょう。

#### ●問い合わせ

生活環境課 ☎77-4545 生名住民課 ☎76-3000  
岩城住民課 ☎75-2500 魚島住民福祉課 ☎78-0011

### ●申請窓口・問い合わせ

弓削住民課 ☎77-2503  
岩城住民課 ☎75-2500

生名住民課 ☎76-3000  
魚島住民福祉課 ☎78-0011

### 引越しの際は住所の異動手続きを忘れずに

住民票の住所の異動届は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

また、住民の皆さまに送付しているマイナンバーの「通知カード」や身分証明書となる「マイナンバーカード」（個人番号カード）の住所は、最新の

### 住民票への方書（かたがき）記載について

団地やアパート等にお住いの方については、住民票に方書（建物名・部屋番号等）を記載します。

方書がないと、同じ地番に複数の世帯が存在することになり、地番表示だけでは郵便物が正確にお届けできない等の問題が生じることがあります。

### 令和元年度上島町療育支援交通費助成の申請について

上島町在住の方で、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに療育支援を受けられた方（18歳到達後の3月31日までの児童）を対象に、交通費助成を行います。

期限を過ぎた場合は交通費を助成できなくなりますので、お気をつけください。

#### ●申請期限

令和2年4月初旬

#### ●申請方法

▼身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方

各手帳・通帳・通園等証明書・交通費内訳・所要経費の確認できる領収書を添付し、申請してください。

ものにする必要があります。入学、就職、転職などで住所を異動される方は住民票の異動の届出をお願いします。

#### ●他の市町村に転入・転出

① 引越しの市町村へ「転入届」を提出し「転出証明書」を受け取る

に、引越し先の市町村へ「転出証明書」を添えて「転入届」を提出

#### ●同一の市区町村内で転居

転居した日から14日以内に、お住まいの市区町村へ「転居届」を提出

要ありません。※すでに申出により方書記載をしている方は、手続きは必要ありません。

#### ●手続きに必要なもの

○印鑑

○本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

○代理人が手続きを行う場合は、本人からの委任状

※平成25年2月1日以降に転入・転居された方は、すでに方書が記載されていますので、手続きは必要ありません。

令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

### ●戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※場合によっては順番が入れ替わることがあります。

### ●前記以外の三親等内親族

※戦没者等の兄弟姉妹の配偶者や甥、姪等で、戦

没者等のご遺族のみならず、第11回特別弔慰金の請求が始まります

没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容 額面25万円（5年償還の記名国債）



●請求期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

#### ●申請窓口・問い合わせ

上記までお願いします